IKUWAKAI

マイナンバーカードの保険証利用について

当院では、令和5年3月29日よりマイナンバーカードを利用した「オンライン資格確認システム」の運用を行います。

マイナンバーカードでできること

- 健康保険証（マイナ保険証）としての利用
- 薬剤情報・特定健診情報の閲覧

「マイナ保険証」を窓口設置の顔認証付きカードリーダーに置いて本人確認をする必要があります。

※あらかじめマイナポータルで保険証利用の申し込みをすることが必須です

※薬剤情報・特定健診情報の閲覧を行うには、患者様の同意が必要です

「マイナ保険証」は毎回提示して下さい

（健康保険法施行規則第53条等）

提示の有無により窓口支払い負担額が変わります。

令和5年度診療報酬改定

医療情報・システム基盤整備体制充実加算

（初診）マイナ保険証を利用しない場合	６点
（初診）マイナ保険証を利用する場合	２点
（再診）マイナ保険証を利用しない場合	２点
（再診）マイナ保険証を利用する場合	０点

医事課